

## 様式2

### 生産行程管理業務規程

作成日：平成29年8月21日

更新日：令和6年7月30日

#### 1 作成者

住所(フリガナ)：トウキョウトチヨダクオオテマチ(〒100-6832)東京都千代田区大手町1-3-1

名称(フリガナ)：ゼンコクノウギョウキョウドウクミアイレngoウカイ全国農業協同組合連合会

代表者(管理人の氏名)：代表理事理事長 桑田 義文

ウェブサイトのアドレス：<http://www.zennoh.or.jp/index.html>

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（とうがらし（青とう））

#### 3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ)：マンガンジアマ万願寺甘とう、Manganji Amato

#### 4 明細書の変更

生産者団体「全国農業協同組合連合会」（以降、「連合会」と称する。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

#### 5 明細書適合性の確保のために必要な措置

生産行程管理業務の実務全般については、連合会の京都府本部（以下「連合会京都府本部」と称する。）が実施することとし、必要に応じて、京都府農業協同組合中央会、京都丹の国農業協同組合、JA京都にのくに万願寺甘とう部会等に業務を委託する。

##### (1) 品種の確認

連合会京都府本部は、品種「京都万願寺2号」及び在来種の万願寺とうがらしの種苗を管理する。採種については、原則として京都丹の国農業協同組合とJA京都にのくに万願寺甘とう部会が採種ほ場において行ない、育苗については連合会京都府本部が契約に基づき種苗会社等に委託して行うこととする。

連合会京都府本部は、生産者からの申込みを受けて、当該品種の苗を配付することとし、申込み・配付の状況を記録する。

連合会京都府本部は、この申込・配付の記録を照らし合わせて、生産者が当該品種を使用していることを確認する。

##### (2) 栽培の方法の確認

連合会京都府本部は、生産者に、ほ場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した栽培履歴を作付単位毎に作成させ、京都丹の国農業協同組合の確認責任者（以下「確認

責任者」と称する。)及び京都農業協同組合中央会のこだわり認証検査員がその記載内容を確認することにより、栽培の方法を遵守していることを確認する。

また、連合会京都府本部は、年1回、確認責任者による生産者に対する現地調査を実施することにより、生産地、品種、栽培の方法を遵守していることを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、連合会京都府本部は、臨時に現地調査を実施する。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

生産者自らが選別を行った「万願寺甘とう」は、京都丹の国農業協同組合が指定する共同検品場に出荷することとし、この際に確認責任者又は検品場職員(以下、「確認責任者等」と称する。)が(1)及び(2)の記録を確認するとともに、選別状況を確認することで、出荷規格を遵守していることを確認し、最終製品を確認する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種及び栽培の方法について

連合会京都府本部は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告については、京都丹の国農業協同組合又はJ A京都にのくに万願寺甘とう部会を通じてすることができるものとする。

なお、警告を受けた生産者がこれに従わない場合には、連合会京都府本部は、当該生産者の生産したとうがらしについて、「万願寺甘とう」としての出荷を停止するとともに、当該生産者への品種「京都万願寺2号」及び在来種の万願寺とうがらしの苗の配付を一定期間、禁止することもできるものとする。

### (2) 出荷規格について

連合会京都府本部は、出荷規格を満たさないとうがらしを発見した場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告については、京都丹の国農業協同組合又はJ A京都にのくに万願寺甘とう部会を通じてすることができるものとする。

また、連合会京都府本部は、出荷規格を満たさないとうがらしについては、「万願寺甘とう」及び登録標章(以下「G I マーク」と称する。)を付した状態で出荷(販売)しない。

なお、警告を受けた生産者がこれに従わない場合には、連合会京都府本部は、当該生産者の生産したとうがらしについて、「万願寺甘とう」としての出荷(販売)を停止するとともに、当該生産者への品種「京都万願寺2号」及び在来種の万願寺とうがらしの苗の配付を一定期間、禁止することもできるものとする。

### (3) 明細書適合性の確認と指導について

連合会京都府本部は、年1回、出荷開始前に生産者を集めた研修会を実施し、出荷規格や品質の統一について周知徹底を図るとともに、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG I マークの適正な使用についても周知徹底を図ることとする。

## 7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

(1) 連合会京都府本部は、前記5(3)の確認の際に、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準を全て満たしているとうがらしについてのみ、地理的

表示である「万願寺甘とう」及びG I マークが使用している出荷用段ボール箱、袋その他の容器・包装材に箱詰め・袋詰めするものとする。

なお、箱詰め・袋詰め作業については、原則、共同検品場において、確認責任者の立ち会いの下、行うこととする。

(2) 連合会京都府本部は、(1)の確認の際に、以下のとうがらしがないことを確認する。

- ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないとうがらしであるにもかかわらず、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG I マークが使用されているとうがらし
- ② 地理的表示である「万願寺甘とう」のみが使用されているとうがらし
- ③ G I マークのみが使用されているとうがらし
- ④ 地理的表示である「万願寺甘とう」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されているとうがらし

## 8 地理的表示等の使用違反が判明したときの指導

連合会京都府本部は、上記7の(2)の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、地理的表示等の修正を行うとともに、確認責任者等に対し、再発防止を求める。

- (1) 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないとうがらしであるにもかかわらず、地理的表示である「万願寺甘とう」及びG I マークが使用されている場合
- (2) 地理的表示である「万願寺甘とう」のみが使用されている場合
- (3) G I マークのみが使用されている場合
- (4) 地理的表示である「万願寺甘とう」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている場合

## 9 実績報告書の作成等

連合会京都府本部は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料  
連合会京都府本部が作成した適合性の確認及び地理的表示等の使用の確認に関する記録。
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

連合会京都府本部は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、連合会京都府本部の事務所(京都府京都市所在)または京都丹の国農業協同組合に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- (1) 品種の申し込み・配付状況の記録
- (2) 生産者が作成し、提出した栽培履歴

(3) 共同検品場の選果作業に関する記録

11 問合せ先

